平成31年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

- 1. 開催日時 平成31年2月18日(月) 午後1時30分
- 2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール
- 3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名

田村市農地利用最適化推進委員20名のうち17名

 1番 白土 中委員
 2番 先崎保彦委員
 3番 石井清吉委員

 5番 三田勝一郎委員
 6番 渡邊幸蔵委員
 7番 石井宗吉委員

 8番 白岩幸一委員
 9番 安藤末男委員
 10番 壁谷和男委員

 11番 佐久間嘉彦委員
 12番 佐藤伸夫委員
 13番 石井林一委員

 14番 三浦善治委員
 15番 宗形武夫委員
 16番 國分貴市委員

 17番 松本裕治委員
 18番 吉田修一委員
 19番 村上好徳委員

 ①番 佐藤政一委員
 ③番 永山弘一委員
 ④番 渡辺秀夫委員

 ⑤番 石井正人委員
 ⑥番 渡辺堅一委員
 ⑦番 吉田伸一委員

 ⑧番 松本洋一委員
 ⑩番 渡辺 元委員
 ⑪番 鈴木恒公委員

 ⑫番 橋本清隆委員
 ⑭番 伊藤博之委員
 ⑮番 吉田工人委員

 ⑯番 石井利夫委員
 ⑰番 吉田正人委員
 ⑱番 吉田文利委員

- (19番 佐藤円治委員 20番 佐藤政一委員
- 4. 欠席委員(4名) 4番 新田耕司委員 ②番 蒲生喜弘委員 ⑨番 石井正志委員 ③番 齋藤 実委員
- 5. 農業委員会事務局職員

 主任主査 (庶務担当)
 三 浦 幹

 主査
 矢 内 敬

 主事
 大和田 勇 気

6. 書 記

主査 矢 内 敬

7. 議事録署名人

1 1 番 佐久間 嘉 彦 委員 1 2 番 佐 藤 伸 夫 委員

8. 提出案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分取消願の意見決定について
- 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画 に対する意見決定について
- 議案第7号 現況確認証明について
- 議案第8号 平成31年度農作業労働賃金標準額の決定について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局

ただいまより、平成31年第2回田村市農業委員会総会を開会致します。本日局長の吉田 及び主任の遠藤が所要により会議に出席できません。私代理の矢内が進行させていただきま すので委員の皆様のご協力お願い致します。

会 長

会議に先立ちまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

皆様こんにちは。

事 務 局

雪も少ない今日この頃でありますが、寒さは厳しいものになるかと思われます。体調に充 分注意をされながら頑張っていただきたいと思います。今日もどうかよろしくお願いします。

議長

これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願いします。

本日の案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	11件
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の	
	意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願の意見決定	
	について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	6件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく	
	農用地利用集積計画に対する意見決定について	9件
議案第7号	現況確認証明について	9件
議案第8号	平成31年度農作業労働賃金標準額の決定について	1件

以上39件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

農業委員総数19名、うち出席委員18名、欠席委員1名、農地利用最適化推進委員総数20名、うち出席委員17名、欠席委員3名、よって総会は成立致します。

次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認め、11番佐久間嘉彦委員、12番佐藤伸夫委員を指名致します。 次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手によ り議長の指名を受けてからお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から11番まで事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から11番までについて、議案書朗読による説明。

議長

以上で、事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議がありませんので、整理番号1番について、2番先﨑委員ご報告をお願い致します。

2番委員

2番先崎です。整理番号1番についてご報告致します。14日に譲渡人は郡山市に在住でありまして電話で確認し、蒲生推進委員と譲受人と現地を確認しました。譲受人は関東からこちらに転入されまして、新規就農として農地を探しており、譲渡人とのマッチングがあったということで、今後もこちらで農業に携わるという強い意志をもち、なんら問題ないもの見ております。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号2番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお 願い致します。

5番委員

5番三田です。整理番号2番について報告します。17日に譲渡人及び譲受人と渡辺推進 委員立ち会いのもと確認しました。譲渡人は高齢により、また譲受人は規模拡大をすること からお互い意見が合いましたので、なんら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願 いします。以上です。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号3番及び4番について7番石井清吉委員ご報告 をお願いいたします。

7番委員

3番石井です。整理番号3番及び4番の案件について報告します。14日に石井推進委員と譲渡人及び譲受人と4名で現地調査を行いました。お互いとも耕作条件が自宅に近いとこ

ろにある農地なので耕作条件もあるため、なんら問題ないものとみてまいりましたので審議 お願いします。以上であります。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号5番から7番について、8番白岩幸一委員ご報告をお願い致します。

8番委員

8番白岩です。最初に整理番号5番について申し上げます。譲渡人は高齢の為に規模を縮小して譲受人が規模を拡大して営農したいとの希望でなんら問題ないものとみております。次に整理番号6番についてでありますが、こちらも譲渡人が農業の経営規模を縮小するため、相手方を探していたところに譲受人が引き受け規模を拡大したいということから、なんら問題ないものと見てまいりました。最後に整理番号7番でありますが、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人も高齢のために、息子に譲るということでなんら問題ないものと見てまいりました。以上3件慎重審議お願いします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号8番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。

9番委員

9番安藤です。整理番号8番について報告します。14日、譲渡人は埼玉県在住のために 電話で確認しました。譲受人が規模を拡大したいために農地を探していたところに譲渡人か らの話がまとまったために、話を聞きなんら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重 審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号9番について、12番佐藤伸夫委員ご報告をお 願い致します。

1 2 番委員

12番佐藤です。整理番号9番について報告します。15日に伊藤推進委員と譲渡人と譲受人と4名で現地確認をしたところ申請通りなんら問題ないものと見てまいりましたので皆様方の慎重審議お願いします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号10番について、16番國分貴市委員ご報告を お願い致します。

16番委員

16番國分です。15日に譲渡人と譲受人と佐藤推進委員と4名で現地調査をおこないまして、譲渡人も高齢のために譲受人が規模を拡大したいのと耕作条件向上によるものであり、なんら問題ないものと見てまいりました。

議 長 ありがとうございました。次に、整理番号11番について、⑰番吉田正人推進委員ご報告 をお願い致します。

議 長 ありがとうございました。以上で整理番号1番から11番まで事務局の説明及び調査結果 の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から11番までについては、申請の通り許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、1号議案は終了いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致 します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局 整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議長異議なしと認めます。

議長

ご異議がありませんので、整理番号1番について、18番吉田修一委員ご報告をお願い致 します。

18番委員

18番吉田です。整理番号1番について報告します。16日に吉田推進委員と申請人宅に伺い話を聞いてきました。自宅前の駐車場と通路を拡幅するのに計画で農地が入ってしまうため、今回の申請至ったということで、他の農地に影響を及ぼすことないものと見てまいりましたのでなんら問題ないものと判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。 以上をもちまして2号議案は終了致します。

次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。ご異議がありませんので、ご報告をお願いいたします。 整理番号1番について2番先﨑委員ご報告をお願いいたします。 2番委員

2番先崎です。整理番号1番について報告します。この案件は昨年1月に一度県中農林事務所から許可を受けている案件でありますが、工期が来月までの完成予定でありましたが、工事の内容に変更と工期が今年秋まで延長されたとの事であり、仮設事務所もそのまま延長させていただきたい申請でしたのでなんら問題ないものと見てまいりました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。 ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして3号議案は終了致します。

次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願の意見決定について」を 議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。 ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願の意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして4号議案は終了致します。

次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致 します。それでは整理番号1番から6番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。ご異議がありませんので、ご報告をお願いいたします。 整理番号1番及び2番について、3番石井清吉委員ご報告をお願いいたします。

3番委員

3番石井です。整理番号1番及び2番について報告します。最初に整理番号1番についてでありますが、14日、渡部推進委員と設定人宅に伺い話を聞いてきました。現地は大越中学校の近くにあり、駅からも近く、また大越町に買い物をする箇所もない事で地元の方も大いに喜んでおります。ドラッグストア建設計画で、周辺の農地に影響は及ぼさないと考えられ、なんら問題ないものとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号3番から5番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。

9番委員

9番安藤です。整理番号3番から5番について報告します。まず3番ですが、14日に 譲渡人と譲渡人と鈴木推進委員と立ち会い、譲受人は都路出身の方ですが、震災以降こち らに住まいを探しており、譲渡人との話し合いがまとまったため、また上水道も完備され て周辺の農地に影響を及ぼさないと考えられます。また整理番号4番につきましては、同 じ日に譲渡人と譲受人と鈴木推進委員と現地を立ち合いました。現地に介護施設敷地計画 ということで、周辺は農地に影響するものはございませんので、こちらも問題ないものと 見てまいりました。最後に整理番号5番につきましては、こちらも周りが住宅地となって おり、排水関係も農地に影響及ぼす箇所ではございませんので、なんら問題ないものと見 てまいりました。以上3件ですが慎重審議お願いします。

議 長 ありがとうございました。

次に、整理番号6番について、11番佐久間嘉彦委員ご報告をお願い致します。

11番委員 11番佐久間です。整理番号6番について報告します。16日に譲渡人、譲受人、齋藤 推進委員と現地で立ち会い、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

なお現地は、国道349号線のコンビニローソンの裏側になります。

議 長 ありがとうございました。

以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質 疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番から6番については、申請のとおり許可相当と意見決定致し ました。以上をもちまして5号議案は終了致します。

次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。

それでは、整理番号 1 番から 9 番までについてのうちの、整理番号 1 番から 5 番までについて、事務局説明願います。

事務局 事務局より整理番号1番から5番までについて議案書を朗読、説明。

議 長 │ 以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案の通り意見決定することにご異

議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から5番までについては、原案の通り適当であると意見決定いたしました。

次に議案第6号の整理番号6番から8番までについて議題といたします。

本案については、⑫番橋本清隆推進委員が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がある関係から、12番橋本清隆推 進委員の退場を求め、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、⑫番橋本清隆推進委員の退場を求めます。暫時休議いたします。

~ 橋本清隆推進委員 退場 ~

議長

休議前に引き続き会議を再開します。

それでは、整理番号6番から8番について、事務局説明願います。

事務局

事務局より整理番号6番から8番について議案書を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案の通り意見決定することにご異 議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号6番から8番までについては、原案の通り決定いたしました。議案第6号の整理番号6番から8番については、審議を終了しましたので、迎番橋本清隆推進委員の入場を許可します。

~ 橋本清隆推進 入場 ~

議長は議前に引き続き会議を再開します。

⑫番橋本清隆推進にご報告します。

議案第6号の整理番号6番から8番までについては、申し出のとおり計画を定めること について、「適当」であると意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

⑩番推進委員 ┃ ありがとうございました。

議 長 次に議案第6号の整理番号9番について議題といたします。

それでは、整理番号9番について、事務局説明願います。

事務局 事務局より整理番号9番について議案書を朗読、説明。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案の通り意見決定することにご異 議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号9番については、原案の通り意見決定いたしました。

以上を持ちまして6号議案は終了いたします。

議 長 次に議案第7号「現況確認証明について」を議題とします。

それでは整理番号1番から9番について、事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番から9番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議長「質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、非農地と決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議長異議なしと認めます。

よって議案第7号「現況確認証明について」の整理番号1番から9番については、非農地と決定することに決定いたしました。以上をもちまして、7号議案は終了いたします。

次に議案第8号「平成31年度農作業労働賃金標準額の決定について」を議題とします。 それでは事務局説明願います。

事務局 平成31年度農作業労働賃金標準額の内容を朗読、説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。

出席委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議長、異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成31年度農作業労働賃金標準額の決定」については、原案の 議 長 とおり決定いたしました。 以上をもちまして、8号議案は終了いたします。 これで、本日提出されました案件はすべて議了いたしました。 それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。 これをもちまして、平成31年第2回田村市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 14:20

平成31年 2月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人